



後期高齢者医療からのお知らせ 後期高齢者医療保険料の算出方法と均等割額軽減割合の変更について

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

令和2年度から、後期高齢者医療保険料の算出方法と均等割額の軽減割合が変更となります。変更は以下のとおりです。

▶ 保険料算出方法

令和元年度		
所得割額	= (総所得金額など - 基礎控除33万円) × 所得割率 (10.83/100)	} 確定年保険料 (62万円を限度とする)
均等割額	= 56,085円	



令和2年度から		
所得割額	= (総所得金額など - 基礎控除33万円) × 所得割率 (10.77/100)	} 確定年保険料 (64万円を限度とする)
均等割額	= 55,687円	

▶ 均等割額の軽減

対象者の所得要件 [同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額]	軽減割合(均等割額の年額)	
	本則	令和元年度
33万円以下	7割 (16,825円)	8.5割 (8,412円)
うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得なし		8割 (11,217円)
33万円(基礎控除額) + 28万円 × 被保険者数 以下	5割 (28,042円)	5割 (28,042円)
33万円(基礎控除額) + 51万円 × 被保険者数 以下	2割 (44,868円)	2割 (44,868円)



対象者の所得要件 [同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額]	軽減割合(均等割額の年額)	
	本則	令和2年度
33万円以下	7割 (16,706円)	7.75割 (12,529円)
うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得なし		7割 (16,706円)
33万円(基礎控除額) + 28.5万円 × 被保険者数 以下	5割 (27,843円)	5割 (27,843円)
33万円(基礎控除額) + 52万円 × 被保険者数 以下	2割 (44,549円)	2割 (44,549円)

▶ 被扶養者であった人の軽減

制度加入時から2年間に限り、元被扶養者の軽減措置を受けることができます。

均等割額 5割軽減 **所得割負担** 負担なし **年 額** 28,042円 → 27,843円
(令和元年度) (令和2年度)

※ただし、均等割額の軽減割合が7.75割軽減および7割軽減に該当する人は、7.75割軽減および7割軽減が優先となります。



6月の集団検診延期のお知らせ

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線116)

6月の集団検診は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**延期します**。

該当の日程は以下の通りです。

日 程	会 場
6月17日(水)	役場 保健センター
6月18日(木)	
6月19日(金)	
6月20日(土)	須恵第三小学校(体育館)
6月21日(日)	須恵第一小学校(体育館)

なお、変更後の日程は、4月22日(水)現在、未定です。10月、12月の集団検診は、現時点では開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止になることもあります。



戦没者などのご遺族の皆さんへ 第11回特別弔慰金のお知らせ

☎ 健康福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線127)

戦後75周年にあたり、国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として弔意の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金を支給します。

▶ 支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受けの人がいない場合、ご遺族1人に支給します。該当者が複数の場合、優先順位は次のとおりです。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者などの子
3. ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹(戦没者などと生計関係を有していた人)
4. 上記1から3以外の三親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人)

※3と4の対象者は、戦没者の死亡時に生まれていることが前提です。

▶ 支給内容

額面25万円
(年額5万円、5年償還の記名国債)

▶ 請求期間

令和5年3月31日まで

※請求期間を過ぎると、特別弔慰金を受け取ることができなくなります。



高齢者を対象とした 医療制度説明会を中止します

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線116)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の説明会を**中止します**。

対象となる説明会

- 70歳到達予定者のための医療制度説明会
- 後期高齢者医療説明会

▶ 日にち 5月25日(月)

▶ 対象者

70歳到達予定者のための医療制度説明会
(国民健康保険加入者のみ)

昭和25年5月2日～昭和25年6月1日生まれの人
後期高齢者医療説明会

昭和20年6月1日～昭和20年6月30日生まれの人



令和2年度 高齢者用肺炎球菌 定期予防接種のお知らせ

☎ 健康福祉課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線166)

平成26年10月1日から、高齢者用肺炎球菌の定期予防接種が始まりました。

肺炎球菌は肺炎の原因の25～40%を占め、肺炎だけでなく、中耳炎、副鼻腔炎、敗血症、髄膜炎などの原因となります。予防接種で、肺炎球菌からの感染を防ぎましょう。

接種を受ける際には、あらかじめかかりつけ医や接種医療機関の医師に相談しましょう。

▶ 実施期間 4月～令和3年3月

▶ 対象者

過去に一度も予防接種を受けたことがない人で、①・②のどちらかに該当する人

① 令和3年3月31日時点で、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の人

② 60～64歳で、心臓や肝臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(身体障害者手帳1級程度)がある人

▶ 自己負担額

4,000円(生活保護受給者は全額免除)

▶ 医療機関へ持っていくもの

町の発行する助成券(4月上旬に郵送)